府　令

○内閣府令第三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第六項、第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項及びこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十一条の三第一項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとのように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一号様式	**第一号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券通知書	【提出書類】　有価証券通知書
【根拠条文】　企業内容等の開示に関する内閣府令第　条	【根拠条文】　企業内容等の開示に関する内閣府令第　条
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　平成　年　月　日	【提出日】　平成　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
［１～４　略］	［１～４　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
(1)　一般的事項	(1)　一般的事項
この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。	この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。